



Title	外部スポイラーの管理問題：中東和平プロセスにおける係争地シェバア農場を事例として
Author(s)	辻田, 俊哉
Citation	国際公共政策研究. 2010, 15(1), p. 165-180
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10814
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

外部スポイラーの管理問題

—中東和平プロセスにおける係争地シェバア農場を事例として

Managing Outside Spoilers from Inside and Out: The Case of the Shebaa Farms Dispute in the Middle East Peace Process

辻田俊哉*

Toshiya TSUJITA *

Abstract

In the context of asymmetric conflict, much controversy exists over how to deal with the so-called rejectionists or “outside spoilers,” parties who are excluded from a peace process or who exclude themselves and use violence to undermine conflict settlement. This article reassesses the strategic logic of outside spoilers and illustrates the obstacles of the management strategy, which is to strengthen the moderates and to deter or alter the outside spoiler behavior in parallel, by examining the case of the Shebaa Farms, a border dispute between Israel, Lebanon and Syria, in the Middle East peace process.

キーワード：外部スポイラー、非対称紛争、能力重視型アプローチ、戦略的環境、シェバア農場

Keywords：outside spoilers, asymmetric conflict, capabilities-based approach, strategic environment, Shebaa Farms

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

中東和平プロセスは、2000年にイスラエル・シリア・トラックとイスラエル・パレスチナ・トラックが行き詰って以降の10年間、両トラックにおいて直接、間接の動きが少なからず見られたが、進展はおろか、混迷が続いている。事実、2000年から約4年間続いた第二次インティファダ、2006年の第二次レバノン紛争、2008年末から翌年にかけてのガザ紛争など、国家対非国家主体の非対称紛争が度々発生した。この間、欧米諸国、周辺アラブ諸国、国連など様々な第三者主体は紛争当事者間の和平や停戦のための数々の案を提示するなどして仲介を試みてきたが、情勢の行き詰まりの打開には至っていない。こうした閉塞状況の打開に向けた主要な課題の一つとして、「外部スポイラー (outside spoiler)」と呼ばれる強硬なグループ¹⁾、すなわち、和平プロセスから排除された、あるいは、自らを排除し、テロや暴力を含む多様な手段によって紛争解決を積極的に妨害しようとする集団またはその行為に対し、国際社会はどのようなアプローチをとればよいのかが問われ続けている²⁾。

たとえば、米国の民主党のクリントン政権と共和党のブッシュ政権で中東和平プロセスにおいて中心的な役割を果たした中東和平問題の専門家デニス・ロス (Dennis Ross) らは、レバノン南部を拠点とするイスラム教シーア派組織ヒズボラ (Hizbullah) と、パレスチナ自治政府ガザ地区を実効支配しているイスラム原理主義組織ハマス (Hamas) に対しては、民兵組織の解散や武装解除、過去の合意の遵守、イスラエル国家の承認などの前提条件の受け入れなしに関与することは誤りであり、穏健派の能力強化 (前者の場合はレバノン政府、後者の場合はパレスチナ自治政府) を目的とする政策が継続されることが重要であると指摘する³⁾。これらの組織の能力を認めた上で、その行動を変更するか否かは彼らの選択にあると、という考えである。これは、今日、我が国も含め多くの国がとっている政策に共通する。

他方で、同戦略が継続されても、和平や停戦合意の履行プロセスが促進されないことから、外部スポイラーに対する前提条件の見直しやプレイヤーとして和平プロセスの内部に参加させうる方法など、政治移行の選択肢を含めた管理の在り方を再検討すべきとの指摘もある⁴⁾。

1) Stephen J. Stedman, "Spoiler Problems in Peace Processes," *International Security*, vol. 22, no. 2 (Fall 1997): pp. 5-53. ステッドマンは、スポイラーを「交渉によって達成される和平が自分たちの権力、世界観、利益を脅かすと信じ、その達成の試みを妨害するために暴力を用いる指導者及び団体」と定義し、スポイラーの位置を和平プロセスの内側と外側に分類し、前者を「内部スポイラー (inside spoiler)」、後者を「外部スポイラー (outside spoiler)」とした。

2) スポイラー (集団) とスポイリング (行為) に関する広義の定義としては、たとえば、「様々な動機により多様な手段によって紛争解決を積極的に妨害、遅延あるいは損なおうとする集団ないしは戦術」があげられる。Edward Newman and Oliver Richmond, "Obstacles to Peace Processes: Understanding Spoiling," in Edward Newman and Oliver Richmond, eds., *Challenges to Peacebuilding: Managing Spoilers During Conflict Resolution* (Tokyo: United Nations University Press, 2006), p. 1.

3) Dennis Ross and David Makovsky, *Myths, Illusions, and Peace: Finding a New Direction for America in the Middle East* (New York: Viking Adult, 2009), pp. 234-267.

4) Ekaterina Stepanova, "Terrorism as a Tactic of Spoilers in Peace Processes," in Newman and Richmond, eds., *Challenges to Peacebuilding*, pp. 78-104. ハマスに関してたとえば、Jeroen Gunning, "Peace with Hamas? The Transforming Potential of Political Participation," *International Affairs*, vol. 80, no. 2 (2004): pp. 233-255; 立山良司「イスラエル・パレスチナ和平プロセスの蹉跌—非対称な関係におけるSSRとスポイラーの問題」『国際安全保障』第37巻第2号 (2009年9月) 1-22頁。

外部スポイラーに対するアメかムチか、関与か封じ込めかの議論の終着点は見えてこないものの、以下の問いに対する答えは観察可能であろう。すなわち、第三者主体が外部スポイラーを和平プロセスの外側（合意の履行プロセスの外側に留めたまま）と内側（穏健な当事者の強化）から管理しようとする戦略が、実践において情勢の行き詰まりの打開に貢献していない要因はいったい何なのか、という問いである。

スポイラーに関する研究は、一般に、内戦の紛争形態を対象とし、紛争管理の阻害要因についてスポイラーの戦略的論理に着目し、その動機と能力を分析対象とするものが多かった。これに対し、本稿は、非対称紛争という紛争形態を対象に、外部スポイラーと穏健派による権力配分をめぐる対立構図に加え、これら両主体が対峙する国家主体との非対称紛争の文脈における戦略的環境の脆弱性にも着目する。そして、スポイラーの動機と能力という戦略的論理の側面に加え、戦略的環境という要素もまた紛争管理のアウトカムに影響を与えうることを検証する。

本稿の構成は以下のとおりである。はじめに、外部スポイラーの戦略的論理に関する先行研究の検討を踏まえ、スポイラーの動機と能力に戦略的環境の視点を加えて分析する。次に、その領有権をめぐりイスラエル、レバノン、シリアが係争を続けている「シェバア農場（Shebaa Farms）」の問題を事例とし、同問題におけるヒズボラによるスポイリング問題及び国連などの第三者による紛争管理の試みを考察する。最後に、外部スポイラーに対する第三者の管理戦略の課題を提示することとする。

1. 先行研究の検討と分析視座

(1) 外部スポイラーの戦略的論理

スポイラーは妨害しようとする交渉の妥結があるときにこそ存在し、その行為（スポイリング）を正当化しようとする。それゆえ、とりわけ和平プロセスの外側に身を置き、プレイヤーとして参加していない外部スポイラーをいかに管理するかが重要となる。スポイラーの概念を提唱したS・ステッドマンが指摘するように、合意に調印し履行に失敗した内部スポイラーよりも、和平プロセスから排除された、あるいは、自らを排除した外部スポイラーの方が暴力を用いる傾向が顕著だからである⁵⁾。外部スポイラーに対する管理戦略を考察するために、まず以下において、外部スポイラーの戦略的論理をスポイラーの動機と能力の視点から検討する⁶⁾。

ステッドマンは、スポイラーの管理戦略を検討するにあたり、彼らの動機に着目し、その行動の目標別に三つに類型化した。そして、限定的な目標を持つ「限定型（limited）スポイラー」、妥協

5) Stedman, "Spoiler Problems in Peace Processes," p. 8.

6) テロを手段として用いる非国家主体の戦略的論理には以下が示唆に富む。Martha Crenshaw, "The Logic of Terrorism: Terrorist Behavior as a Product of Strategic Choice," in Walter Reich, ed., *Origins of Terrorism: Psychologies, Ideologies, Theologies, States of Mind* (Washington, D.C.: Woodrow Wilson Center Press, 1998), pp. 7-24; Robert A. Pape, *Dying to Win: The Strategic Logic of Suicide Terrorism* (New York: Random House, 2006); Andrew H. Kydd and Barbara F. Walter, "The Strategies of Terrorism," *International Security*, vol. 31, no. 1 (Summer 2006): pp. 49-80.

の受け入れを完全拒否する「完全拒否型 (total) スポイラー」、これらの中に位置する「貪欲型 (greedy) スポイラー」に対し、異なる管理戦略をあげた。たとえば、「完全拒否型スポイラー」に対する戦略としては、彼らの行動の抑止あるいは変化、ないしは和平プロセスの妨害能力の低減を目的とした強制戦略をあげている。つまり、相手にその行動に対する懲罰のコストを認知させようとする威嚇に依拠した戦略である。加えて、ステッドマンは「発車する電車 (departing train)」の喩えを用い、第三者主体が和平に前向きな穏健的な当事者を強化し、「完全拒否型スポイラー」の和平プロセスへの参加不参加を問わず、プロセス自体を進展させることの重要性についても論じている⁷⁾。

ステッドマンが上記にあげた管理戦略が実践において成功すれば、それは外部スポイラーがスポイリングに対する懲罰のコストを認知し、行動が抑止されている状態となることから、和平プロセスは進展するといえよう。しかし、同戦略の実践が困難なことは近年の中東和平をめぐる情勢を鑑みても明らかである。その要因の一つに、外部スポイラーの能力の度合いが和平プロセスの進展というアウトカムに大きな影響を持つという点があげられる。つまり、ステッドマンの場合、管理戦略の内容よりもむしろスポイラーの評価手法に問題があるといえる。彼の類型化は、和平プロセスを妨害しようとする集団の特徴を理解するために利便性があるかもしれないが、重要な点は、スポイラーの動機やその類型よりも、スポイラーの能力の度合いが和平プロセスの進展に影響を与えるということである。たとえば、構成員の数も保有する武器の量も小さい規模の民兵組織が「完全拒否型スポイラー」であり、合意履行を行う穏健な当事者や第三者などがこれを懸念すべき事項であると捉えても、その組織のスポイリングによって必ずしも和平プロセスが損なわれるとは限らない。他方で、「現場の実情 (situation on the ground)」を変更できるほど外部スポイラーのスポイリング能力が高い場合、脅威は増して地域情勢が不安定化することから、ステッドマンがあげたスポイラーを排除したまま和平プロセスを実施するという戦略の実践が困難となるのである。

さらに、スポイラーの能力重視型モデルを提示したK・グリーンヒルとS・メジャーは、スポイラーの能力の度合いが「限定、貪欲、完全拒否」というスポイラーの動機の貪欲度を左右する点に着目した⁸⁾。そして、ステッドマンによる類型化は和平プロセスの成否という従属変数に対する媒介変数なのであって独立変数ではないと指摘した。つまり、スポイラーの能力の度合いが動機の貪欲度を左右し、和平プロセスの進展というアウトカムに影響を与えると主張したのである。

スポイラーの能力の構成要素には、その組織の活動の規模、マンパワー（組織の構成員と支持者の数）、武器（質・量）、活動拠点及び地域（実効支配の領土や海外拠点の有無）、海外からの支援（武器、訓練、支援国・企業・個人からの資金量）、その他民兵組織との連携などがあげられる。これらに加え、テロリズム研究を専門とするE・ステパノヴァは先述のグリーンヒルらと同様、スポイ

7) Stedman, "Spoiler Problems in Peace Processes," pp. 9-16.

8) Kelly M. Greenhill and Solomon Major, "The Perils of Profiling: Civil War Spoilers and the Collapse of Intrastate Peace Accords," *International Security*, vol. 31, no. 3 (Winter 2006/07): pp. 7-40.

ラーの能力評価と同時に、組織力評価の必要性をも重視した⁹⁾。ステパノヴァによれば、単発のテロ行為ではなく、テロ攻撃の持続を可能にするためには技術的な能力（武器、資金、訓練へのアクセスなど）のみならず、テロ行為を正当化する過激なイデオロギーを共有するものの組織力とその構造の固有の能力にも留意すべきであるという¹⁰⁾。

ステパノヴァは、上記の能力評価に基づいてスポイラーを二つのカテゴリーに類型化した。第一には、和平プロセスの本質やその存在自体に満足せず、現在進行形あるいは潜在的な和平プロセスの妨害を目的にテロ行為を行う、あるいは行う可能性のある組織。同カテゴリーの例として、ハマース、パレスチナ・イスラミック・ジハード（PIJ）などのパレスチナ過激派組織やレバノンのヒズボラがあげられたが、これらの組織の中では、本稿の事例でとりあげるヒズボラの能力が際立って高いといえる。2006年7月から約1ヶ月続いた第二次レバノン紛争におけるヒズボラの戦闘の規模やヒズボラがレバノン領内から発射しイスラエル領内に着弾したロケットが約3,970発にのぼったことから¹¹⁾、その能力はハマースなどの他の非国家主体とは同列には評価できないであろう。また第二のカテゴリーには、第一のカテゴリーより規模が小さくより過激な「分派（splinter）」を含む集団である。そして、第一に属する組織がテロ行為を和平妨害の手段と見なし合理的運用戦略としているのに対し、第二の集団はテロ行為を主要戦術とし、民衆の支持に関心を払わないので、非合理的なテロ行為を行う傾向にある指摘した¹²⁾。

このように、類型化を行う目的がスポイラーの戦略的論理を踏まえた管理戦略の検討である場合、スポイラーの動機への理解も重要であるが、能力重視型アプローチに基づく類型化の方が実践へのインプリケーションを持つといえるだろう。しかし、スポイラーがスポイリングに至る戦略的論理を検討する場合、スポイラーの能力に加えて、スポイラーを取り巻く戦略的環境もまた重要な要素として検討する必要がある。戦略的環境によりスポイラーの能力が変化し、スポイラーの戦略的選択が変化するためである¹³⁾。次において、戦略的環境によってスポイラーの能力がどのように変化するのかを検討していきたい。

(2) 外部スポイラーの戦略的環境

先述のように、スポイラーに対する抑止が機能していれば、和平プロセスが進展する可能性は高い。そもそも抑止とは、「相手がとろうとしている行動のコストあるいはリスクが、その行動から得られると推測される利益よりも大きいと相手に判断させようとする説得力」のことをいう¹⁴⁾。

9) Stepanova, "Terrorism as a Tactic of Spoilers in Peace Processes," pp. 78-104.

10) 組織力については、同研究者による以下の著書により詳しい。Ekaterina Stepanova, *Terrorism in Asymmetrical Conflict: Ideological and Structural Aspects*, SIPRI Research Report no. 23 (Oxford University Press, 2008).

11) Israel Ministry of Foreign Affairs, "The Second Lebanon War (2006)," <http://www.mfa.gov.il/MFA/Terrorism+Obstacle+to+Peace/Terrorism+from+Lebanon+Hizbullah/Hizbullah+attack+in+northern+Israel+and+Israels+response+12-Jul-2006.htm>.

12) Stepanova, "Terrorism as a Tactic of Spoilers in Peace Processes," pp. 90-96.

13) 戦略的選択については以下を参照。David A. Lake and Robert Powell, eds., *Strategic Choice and International Relations* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1999).

14) Alexander L. George and Richard Smoke, *Deterrence in American Foreign Policy: Theory and Practice* (New York: Co-

したがって管理の観点から、外部スポイラーの行動抑止を意図し、スポイラーの戦略的論理を検討する場合、ステッドマンの動機の類型化よりも、M・J・ザハルが問題提起したように、スポイラーが和平プロセスを妨害する理由やスポイリングによって生じる費用対効果をどのように評価するのかを理解することの方が重要である¹⁵⁾。

ザハルは、ステッドマンの類型化について、誰がどの基準でスポイラーを「完全拒否型」と評価できるのかが不明瞭であると類型化の基準の曖昧性を指摘し、スポイラーの動機に機会と能力の分析を加えた。また、動機の類型化よりもむしろステッドマンが提示した内部と外部というスポイラーの位置の分類に着目し、外部スポイラーにとって和平コストが極めて高く、なお低利益であり、スポイリングのコストが高くないと想定できる時には、スポイラーは強硬手段に出ると結論付けている。先にあげたグリーンヒルらも同様に、スポイラーにとっては戦い続ける方が高い効用を得られると見積るからこそスポイリングの行動を選択すると主張している¹⁶⁾。

加えてグリーンヒルらは、スポイラーがその能力を発揮できるか否かは、国内における権力配分をめぐる対立状況と¹⁷⁾、第三者が与える効果的な強制力という戦略的環境によって変化すると指摘した¹⁸⁾。たとえば、国内における対立相手の相対的な力が弱く、第三者あるいはステッドマンがいう「和平の番人 (Custodians of Peace)」の抑止力と懲罰力がコミットメント問題などにより弱い場合、スポイラーが出現する可能性が高く、スポイラーが最も貪欲になりやすい。反対に、国内における対立相手の相対的な力も和平の管理者の強制力も強い場合、スポイラーが台頭する可能性は低く、貪欲度も低い。したがって、外部スポイラーの行動を管理するためには、第三者主体に加え、同じ領域内で外部スポイラーと対峙する穏健派の能力強化が必須条件となる。対照的に、力の空白が生じている状態であれば、スポイラーのスポイリング能力が向上し、動機もさらに貪欲となる可能性が高まるのである。

上記に加え、非対称紛争においては、紛争主体が増えることから戦略的環境の脆弱性がさらに高まる点を指摘できよう。外部スポイラーと穏健派による権力配分をめぐる対立構図に加え、これら主体とも対峙する国家主体が紛争主体として加わっている場合、紛争の構成要素である主体、争点、手段、場などが増えることから、第三者による紛争管理の試みがさらに複雑化する。その結果、このような戦略的環境の脆弱性が外部スポイラーの能力をさらに助長する要因となりかねない。1980年代以降のレバノン为例とするならば、レバノン政府と第三者の国連レバノン暫定駐留軍（以下、UNIFIL）の能力に加えて、イスラエルによる度重なる進攻がヒズボラの勢力拡大を助長した要因としてあげられる。また、パレスチナ問題についても、2000年以降のパレスチナ自治政府の統治能

lumbia University Press, 1974), p. 11.

15) Marie-Joelle Zahar, "Reframing the Spoiler Debate in Peace Processes," in John Darby and Roger Mac Ginty, eds., *Contemporary Peacemaking: Conflict, Violence and Peace Processes* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), pp. 114-124.

16) Greenhill and Major, "The Perils of Profiling," p. 12.

17) パールマンは、スポイラーのライバル勢力に対する動機を分析対象として、そのコミュニティ内における勢力均衡の状態に着目した。Wendy Pearlman, "Spoiling Inside and Out: Internal Political Contestation and the Middle East Peace Process," *International Security*, vol. 33, no. 3 (Winter 2008/09): pp. 79-109.

18) Greenhill and Major, "The Perils of Profiling," pp. 11-15.

力と米国やEUなどの第三者の関与に加えて、イスラエルの対パレスチナ政策がハマースの台頭の助長要因となったといえる。いずれにせよ、このように外部スポイラーの戦略的論理を考察する場合、またその管理戦略としてスポイラーの行動に対する抑止戦略を検討する場合、スポイラーの動機と能力に加え、戦略的環境の脆弱性という要素も評価に入れる必要があるといえる。戦略的環境の安定化あるいは不安定化により、スポイラーの戦略的選択が変更するからである。

さらに、スポイラーに対する抑止戦略を検討する場合、留意しなければならないのは、第三者と穏健派の能力という条件だけが、スポイラーの行動を抑止するわけではない、という点である。抑止の成功には、抑止側の意図と能力を相手が正しく認知する必要がある。相手が非対称的な相手な場合、合理的な計算ができず、抑止側の意図と能力を正しく認知しない可能性はある。ただし、「誤算 (miscalculation)」の発生は、非対称的な相手が戦略的環境を対象とした費用対効果の評価に基づいて行動を選択しないことを意味しない¹⁹⁾。たとえば、イスラエル北部境界におけるヒズボラによるイスラエル軍兵士の拉致事件が発端で始まった2006年の第二次レバノン紛争の終結後、ナスラッラー (Hassan Nasrallah) ヒズボラ書記長が「兵士の拉致事件がこのような事態を惹き起こすことを知っていれば、我々は事件を起こさなかったであろう」と述べたことがあるように²⁰⁾、誤算の発生は起こりうる。しかし、誤算の存在がスポイラーの計算能力の証左になるわけではない。スポイラーが小規模の場合には、恣意的な行動をとると考えられるが、ある程度の能力を持つ場合は、民衆の支持動向に加え、対峙する穏健派勢力、国家主体、第三者の関与等々を含む戦略的環境をも考慮して、その行動が制約されることがある。すなわち、外部スポイラーは自己の能力が高いほど戦略的環境に応じて戦略的選択を行い、強硬でないしは穏健的な行動を選択するといえよう。

2. 事例研究

本節では、その領有権をめぐりイスラエル、レバノン、シリアが係争を続けているシェバア農場の問題を事例とし、非国家主体として特に高度な能力を保持すると評されるヒズボラによるスポイリング問題を取り上げる。本事例を通して、戦略的環境の脆弱性がスポイラーの戦略的論理と紛争管理のアウトカムに与える影響を考察する。はじめに、シェバア農場問題の対立構図とその背景を概観した後、同問題におけるヒズボラの戦略的論理を分析する。次に、国連や関係主体などの第三者による紛争管理の試みを考察し、外部スポイラーの管理戦略が実践において情勢の行き詰まりの打開に貢献していない要因を究明することとする。

19) 国家間でも誤認や誤算は生じるものである。Robert Jervis, Richard N. Lebow and Janice G. Stein, *Psychology and Deterrence* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1989); Janice G. Stein, "The Arab-Israeli War of 1967: Inadvertent War Through Miscalculated Escalation," in Alexander L. George, ed., *Avoiding War: Problems of Crisis Management* (Boulder, Colombia: Westview Press, 1991), pp. 126-159.

20) 第二次レバノン紛争終結から約2週間後のナスラッラー・ヒズボラ書記長の発言。"Nasrallah Sorry for Scale of War", *BBC News*, August 27, 2006.

(1) シェバア農場問題の対立構図

イスラエル、レバノン、シリアの3カ国の国境地帯に広がる約25平方キロメートルのシェバア地域には、かつて14箇所の農場があり、果実・野菜などが栽培されていたとされるが、今日、全ての農場は無人で荒廃が進んでいる。同地域をめぐる主体間の対立構図と主張は以下のとおりである。ヒズボラ及びレバノン政府は、シェバア農場地域がイスラエル占領下のレバノン領であると主張しているのに対し、イスラエル側の歴史認識によれば、当該地域は、1967年の第三次中東戦争において同国が占領したシリア領のゴラン高原の一部で、そもそも同戦争に参戦していなかったレバノンとは係争関係にはないと認識されている。加えて、両者の立場をさらに大きく隔てる要因として、イスラエルが、シェバア農場地域の領有権をめぐる論争自体が、ヒズボラ及びその支援国による対イスラエル闘争の「口実」に用いられていると認識している点があげられる。

最近では、2006年7月に勃発し約1ヵ月間続いたイスラエルとヒズボラとによる第二次レバノン紛争において、ヒズボラなどが同地域をレバノンの領土の一部と主張し、同地域からのイスラエル軍 (Israel Defense Forces: 以下、IDF) の撤退を改めて要求し、帰属問題を紛争の主要な争点の一つとして掲げた結果、シェバア農場問題は再び国際社会においてクローズアップされるようになった。しかし、他の紛争当事者であるイスラエルは、同紛争は、7月12日、同国北部境界におけるヒズボラによるIDF兵士2名の拉致事件を受け²¹⁾、兵士の奪還及びヒズボラの軍事力の減殺を目的として開始されたと認識しており、シェバア農場地域の帰属問題とは何ら関わりがないと捉えている。

上記の対立構図が形成され、シェバア農場地域が政治問題化した要因の一つは、当該地域の地理的範囲の不明瞭さにある。関係主体による地理的範囲確定のための国境画定の試みは、概ね次の三つの時期に分けられる。第一期は、1920年頃のフランスの委任統治開始後からシェバア農場地域がイスラエルによって占領される1967年の第三次中東戦争までの期間。当時、フランスは現地の境界の一部は明確に画定したものの、全区間で実地調査をするまでには至らなかった。1920年代から30年代にかけて、国境の画定を目的にレバノンとシリアによる共同委員会が幾度も設立されたが、決定的な案を打ち出すことはできず、フランスからレバノン (1943年) とシリア (1946年) が独立した以後もシェバア農場地域を含む両国間の境界線は明確にされることはなかった²²⁾。

第二期は、1967戦争の第三次中東戦争から2000年のIDFによるレバノン南部からの一方的撤退までの期間である。シェバア農場問題に詳しいA・カウフマンによれば、第三次中東戦争においてイ

21) 同事件から約2年後の2008年7月16日、イスラエルとヒズボラによる捕虜交換が行われ、イスラエル政府は、同IDF兵士2名の遺体と引き換えに、ヒズボラが同受刑者の釈放を目標の一つとして掲げていたクンタル (Samir Kuntar) 受刑者ほか紛争において捕らえられた4名の身柄などをヒズボラ側に引き渡した。Haaretz, Internet Edition, July 17, 2008, <http://www.haaretz.co.il/hasite/spages/1003111.html>.

22) 1920年から独立前後におけるフランス当局等による地図製作過程に関しては以下を参照。Asher Kaufman, "Who Owns the Shebaa Farms? Chronicle of a Territorial Dispute," *The Middle East Journal*, vol. 56, no. 4 (Autumn 2002): pp. 579-589; Haim Srebro, "Le-Sugiyat Halegitimiyut Shel Hatviah Halebanonit le-Chavat Shivah Beyachas Legvul Haben-leumi (ヘブライ語訳「シェバア農場」国境問題に関するレバノンの主張の正当性について)," *The Survey of Israel* (August 8, 2006), <http://www.mapi.gov.il/files/shabaa.pdf>.

イスラエルがシリア領のゴラン高原を占領した際、レバノンからは戦争そのものへの批判が行われたが、シェバア農場地域が占領されたとの主張はなされなかった。また、1970年代、シリアとレバノンには、シェバア農場地域に対する主権を主張（もしくは拒否）する「機会」が少なくとも二度あったと指摘している²³⁾。一度目の機会は、1973年の第四次中東戦争後の1974年5月、イスラエルとシリアによる兵力引き離し協定が締結されたときである。これを受け、安保理は決議350に基づき国連平和維持活動として国連兵力引き離し監視隊（以下、UNDOF）を設立し、同監視隊をゴラン高原に駐屯させた。このとき、シェバア農場地域に関する領有権の主張は、シリアからは行われず、同国は少なくとも2000年4月までイスラエルとの同協定を「受け入れていた」。すなわち、UNDOFの活動地域を記した地図によれば²⁴⁾、シェバア農場地域はシリア領に位置している²⁵⁾。

二度目の機会は、1978年のレバノンがUNIFILを受け入れたときのことである。同年3月、IDF部隊は、レバノンにおけるパレスチナ武装勢力の掃討を目的とした「リタニ」作戦を実施し、レバノンに侵攻した。これを受け、安保理は決議425を採択し、IDFの撤退確認やレバノン政府によるレバノン南部での主権回復の援助などを任務とするUNIFILを設置した。同決議425に従って、IDFはレバノンから撤退したが、このときもレバノンによるシェバア農場地域に関する領有権の主張は行われなかった。

1982年6月、IDF部隊は「ガリラヤの平和」と呼ばれる作戦を実施し、再度パレスチナ武装勢力の掃討を目的としてレバノンに侵攻した。同侵攻への反発もあり、同年ヒズボラが結成され、以降主としてレバノンからのIDFの撤退を目的としたヒズボラによる対イスラエル闘争が継続した。この間、イスラエルが侵攻、部分撤退を繰り返したいずれの場合においても、レバノンによってシェバア農場地域が自国領であると国際社会に主張されたことを示す記録はない。しかしながら、1970年代の二度の「機会」または1980年代にしても、当時のレバノンは、シリアによる軍事介入やイスラエルによる度重なる侵攻など、1975年から1990年まで継続した長期的な泥沼化した内戦を抱えていたため、領有権問題を争点とする環境にはなかったといえるだろう。

国境画定が試みられた三番目の期間としては、シェバア農場問題が政治問題化し始めた、2000年のIDFによる撤退以降の時期があげられる。同年3月26日にクリントン米大統領とアサド（Hafez al-Assad）シリア大統領との会談が失敗に終わった後²⁶⁾、バラク（Ehud Barak）イスラエル首相が1978年の「リタニ」作戦後に採択された安保理決議425に基づいて、レバノンとの合意なしに、一方的にIDF部隊を撤退させることを決断した。安保理決議425を履行するため、IDFが撤退しなければいけないラインを特定するために、国連の地図製作チームと共にロード・ラーセン（Terje

23) Kaufman, "Who Owns the Shebaa Farms?," pp. 591-592.

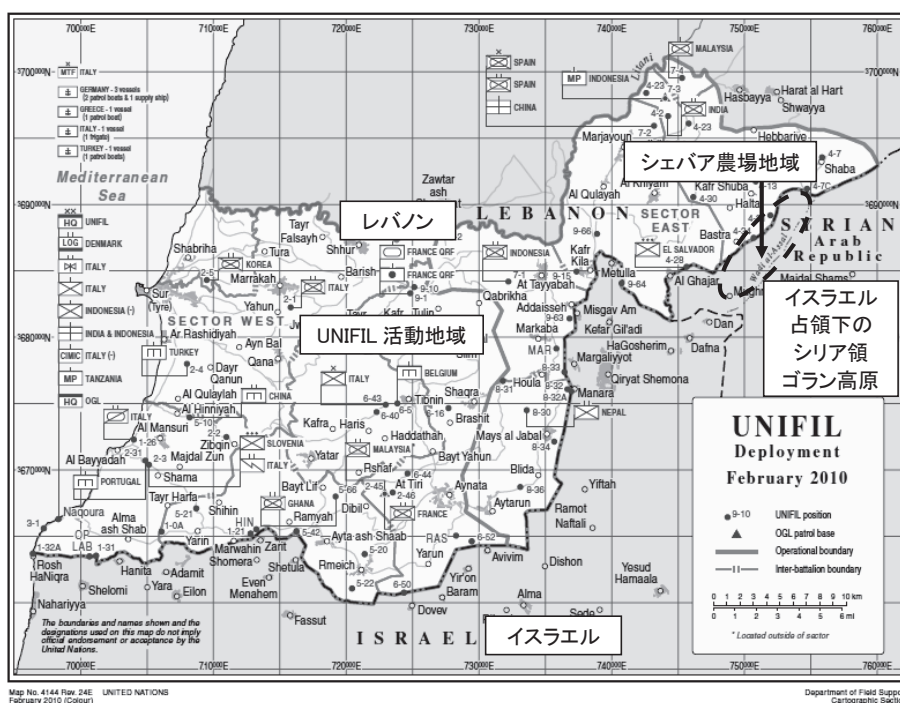
24) 同画定作業は以下に詳しい。Amos Gilboa, "Shab'a Farms," in Shlomo Brom and Meir Elran, eds., *The Second Lebanon War: Strategic Perspectives* (Tel Aviv: Institute for National Security Studies, 2007), pp. 215-216.

25) UN Cartographic Section, Department of Field Support, "UNDOF Deployment," Map No. 2916 Rev. 70E (January 2010).

26) イスラエル・シリア交渉に関するジュネーブにおけるクリントン米大統領とアサド・シリア大統領との会談。同会談の詳細については、たとえば、Dennis Ross, *The Missing Peace: The Inside Story of the Fight for Middle East Peace* (New York: Farrar Straus and Giroux, 2004), pp. 581-590.

Roed-Larsen) 中東担当国連事務総長特使がイスラエル及びレバノンに調査目的で派遣された。しかし、5月4日、レバノン政府はラーセン国連特使に対し、1978年に決められたUNIFILの活動地域外にあるシェバア農場地域も、イスラエルが安保理決議425に従って撤退しなければいけないレバノン領であると述べた。5月22日付安保理決議425及び426の履行に関する国連事務総長報告書において、このときのレバノンの主張に関し、レバノンの「新たな立場」と記されているように²⁷⁾、これが、シェバア農場地域がレバノン領であるという主張が初めて国連に対して行われたときである。また5月16日には、シャラ (Farouk al-Shara) シリア外相はアナン国連事務総長との電話会談において、シリアがレバノンの主張を支持する旨述べた²⁸⁾。

【地図】 シェバア農場地域のおおよその地理的範囲



(出典) UN Cartographic Section, Department of Field Support “UNIFIL Deployment,” Map no. 4144, Rev. 24E (February 2010)より、シェバア農場地域のおおよその範囲を筆者加筆。

2000年5月24日、イスラエル政府はレバノンからの一方的撤退を完了したことを発表した。これを受け、ロード・ラーセン国連特使及び地図製作チームは、5月22日付国連事務総長報告に提示された履行条件を確認するため、イスラエル、レバノン、シリアを訪れ、撤退ラインの画定作業に入っ

27) UN Doc. S/2000/460, 22 May 2000, para. 14-15.

28) *Ibid.*, para. 17.

た。この撤退ラインが「ブルー・ライン」と呼ばれるものである²⁹⁾。作業は6月7日に終了し、同月16日、国連は安保理決議425に基づくイスラエルの撤退完了を発表した³⁰⁾。1923年に画定されたシリア・レバノンの境界線とは若干異なるこの国連主導の「ブルー・ライン」によれば、レバノンが領有権を主張しているシェバア農場地域は、レバノン領内ではなく、イスラエル占領下のシリア領ゴラン高原に位置している³¹⁾。

(2) スポイラーとしてのヒズボラの戦略的論理

イスラエルによる一方的撤退の完了直前、ナスラッター・ヒズボラ書記長はシェバア農場地域が抵抗活動の地域の一つに含まれると語った³²⁾。また撤退直後、ヒズボラは同撤退がこれまでの対イスラエル闘争の成果としてあげた³³⁾。さらに、2000年5月のイスラエルの一方的撤退後の同年9月末には、イスラエル・パレスチナ間において以降約4年間続いた大規模な衝突を指す第二次インティファダが始まった。ヒズボラは対イスラエル闘争の名目で直接的なスポイリングとしては、10月以降攻撃数を増やし³⁴⁾、シェバア農場地域にあるドヴ山を戦略的目標とした。また、間接的には、第二次インティファダにおいてパレスチナ武装勢力への武装訓練や武器などの支援を行った。以降、ヒズボラのロケット等によるイスラエルへの攻撃³⁵⁾、これに対するイスラエル空軍機によるレバノンの領空侵犯やヒズボラを支援するシリアへの報復攻撃などが散発的に続くこととなる。

このように、2000年5月のイスラエルのレバノン撤退後、シェバア農場地域が政治問題化したことに加え、イスラエル・パレスチナ紛争とのリンケージ問題が顕著となっていった。こうしてヒズボラの動機と能力により新たな現場の実情が形成されたことによって、D・ソベルマンが指摘するように、イスラエルとヒズボラ間において「新たなゲームのルール」が策定されたのである³⁶⁾。これに対し、2002年4月、イスラエル政府は「シェバア農場地域は係争地ではなく、また、係争地

29) 一般に、1948年の第一次中東戦争後の1949年の停戦ラインを「グリーン・ライン」、1967年の第三次中東戦争後の停戦ラインを「パープル・ライン」と呼ぶ。

30) UN Press Release, SG/SM/7456, "Transcript of Press Conference of Secretary-General Kofi Annan at Headquarters, 16 June," 16 June, 2000.

31) 「ブルー・ライン」の画定作業に関しては以下に詳しい。Frederic C. Hof, "A Practical Line: The Line of Withdrawal from Lebanon and Its Potential Applicability to the Golan Heights," *The Middle East Journal*, vol. 55, no. 1 (Winter 2001): pp. 25-42. また、国連軍事監視要員で「ブルー・ライン」の画定作業に携わったオシェアは、地域の圧力により同ラインの長期的な存続が不確実であるため国連に同地域における活動を再評価するよう提言している。Brendan O'Shea, "Lebanon's 'Blue Line': A New International Border or Just Another Cease-fire Zone?," *Studies in Conflict and Terrorism*, vol. 27, no. 1 (January/February 2004): pp. 19-30.

32) Daniel Sobelman, *New Rules of the Game: Israel and Hezbollah after the Withdrawal from Lebanon*, Memorandum no. 69 (Tel Aviv: Jaffee Center for Strategic Studies, 2004), p. 69.

33) Eyal Zisser, "The Return of Hizbullah," *Middle East Quarterly*, vol. 9, no. 4 (Fall 2002), <http://www.meforum.org/499/the-return-of-hizbullah>.

34) 2000年10月7日のイスラエル北部境界におけるヒズボラによるIDF兵士3名拉致事件など。なお、2004年1月に同3名の遺体が確認された。

35) 2000年前後から2006年の第二次レバノン紛争を含むレバノン領からのヒズボラによるイスラエルへのロケット攻撃や拉致事件などはイスラエル外務省ホームページにて閲覧可能。Israel Ministry of Foreign Affairs, "Terror from Lebanon," <http://www.mfa.gov.il/MFA/Templates/CategoryDefault.aspx?NRMODE=Published&NRORIGINALURL=%2fmfa%2fterrorism-%2520obstacle%2520to%2520peace%2fterrorism%2520from%2520lebanon-%2520hizbullah%2f&NRNODEGUID=%7bF1054760-871E-4F86-9509-D3D41275E5C8%7d&NRCACHEHINT=Guest>.

36) Sobelman, *New Rules of the Game*, pp. 67-82.

として考えられるべきではない。同地域の地位は、2000年5月のイスラエル軍のレバノン撤退後の国連の声明によって幾度も明確にされている。国連はシェバア農場地域をシリア領と見なしている」と改めて強調した³⁷⁾。

すなわち、イスラエルからみれば、イスラエル占領下にあるシェバア農場地域の帰属問題は、レバノンが1967年の第三次中東戦争、1973年の第四次中東戦争に参戦していなかったことから、ヒズボラによって対イスラエル武装闘争のスポイリング行為が正当化される前に、まず、シリアとレバノン間の交渉によって解決されるべきであるという立場だといえる。そして、その上でイスラエルの対応としては、シェバア農場地域がレバノン領ならば、安保理決議425（1978年）に従って撤退することとなり、シリア領ならば、イスラエルに占領地からの撤退を求める安保理決議242（1967年）及び338（1973年）の対象案件となるため、イスラエルとシリアの交渉によって解決されるべき認識であるといえよう。しかしながら、これまでみてきたように、過去にシリア・レバノン間において国境の画定作業に進展がなかったことから、イスラエルもシェバア農場問題がシリアとレバノンの交渉によって解決できる案件だとは考えていなかったことも指摘できる。

いずれにせよ、イスラエルからみれば、ヒズボラの目的はイスラエルが占領した地域から全面撤退していないことを主張し、対イスラエル闘争を掲げる主体の政治的動機に合致した交渉の妥結を妨害するスポイリング行為を正当化できる地域を作り上げることにあった³⁸⁾。それゆえ、同地域からの撤退が非国家主体による武装闘争の結果と捉えられ、ヒズボラの強化につながる措置となることだけは回避したい立場にあるともいえる。

結局のところ、2000年のイスラエル・シリア和平交渉の失敗、シリアによるレバノンの実効支配、イスラエルによるレバノン南部からの一方的撤退、イスラエル・パレスチナ紛争のエスカレート、同問題への第三者の消極的関与からなる戦略的環境の脆弱性の高まりによって、ヒズボラによるスポイリングが抑止されず、シェバア農場問題の解決をより複雑にした新たな争点が形成されたといえよう。

(3) 戦略的環境の脆弱性と国連による紛争管理の試み

このように戦略的環境の脆弱性が高まる中、第三者主体による脆弱性の低減を目的とした管理戦略が全く実施されなかったわけではない。2004年9月、シリアによるレバノンからの全面撤退を求める安保理決議1559が採択され、シリア軍がレバノンから撤退した後、ロード・ラーセン国連特使はイスラエルに対し、イスラエルがシェバア農場地域から撤退し、同地域をレバノン政府に、ある

37) Israel Ministry of Foreign Affairs, "The Legal Status of the Shabaa Farms," April 8, 2002, <http://www.mfa.gov.il/mfa/about%20the%20ministry/mfa%20spokesman/2002/the%20legal%20status%20of%20the%20shabaa%20farms%20-%208-apr-2002>.

38) ヒズボラに加えてシェバア農場問題に対するレバノンとシリアの政治的動機について以下を参照。Gilboa, "Shab'a Farms," pp. 215-222; Asher Kaufman, *The Shebaa Farms: A Case Study of Border Dynamics in the Middle East* (Jerusalem: The Harry S. Truman Research Institute for the Advancement of Peace, The Hebrew University of Jerusalem, October 2002), pp. 1-17.

いは第一段階として国連に明け渡すことを提案した。この提案において同国連特使は次の二点を意図していたとされる³⁹⁾。第一に、イスラエルが同地域から撤退すれば、ヒズボラによるスポイリングの理由がなくなるため、イスラエル北部境界の情勢が安定すること。第二に、同提案が実施されることにより、ヒズボラに対しセニオラ（Fouad Siniora）首相を中心とするレバノンの穏健派勢力が強化され、安保理決議1559に基づいたヒズボラの武装解除の要求に重みが増す可能性があるということであった。

イスラエルではロード・ラーセン国連特使の試案に対し、イスラエル国家安全保障会議（NSC）が関心を示したものの、最終的に以下の四点が主な理由となって同案が退けられた⁴⁰⁾。第一に、シェバア農場地域に関する明確な地理的範囲が確定されていないこと。第二に、同地域がレバノン領ではなく、ヒズボラの対イスラエル闘争の「口実」のために使用されていること。イスラエルでは、仮に同地域を移譲しても、ヒズボラが他の「口実」を設けて対イスラエル闘争を継続する可能性があるとの見方がある。その一例として、ヒズボラが、1948年以降イスラエルの占領下にあると主張しているシーア派の7つの村からの撤退をこれまでと同様の攻撃方法をとって要求する可能性があることが指摘されている⁴¹⁾。第三に、シェバア農場地域が移譲された場合、レバノンのセニオラ首相を中心とした穏健派勢力ではなく、ヒズボラが強化される可能性があること。レバノン政府もヒズボラも同地域からのIDFの撤退を要求しているが、地域の移譲は、武装闘争によって要求しているヒズボラによる「勝利」と見なされ、レバノン内政におけるヒズボラの地位がさらに向上する可能性への懸念がある。最後に、同地域からの撤退が必ずしもイスラエルの安全を保障しないことである。その理由は抑止力の問題であり、武装勢力による攻撃が継続する中での領域からの撤退は、武装勢力に撤退が武装闘争の結果によるものとする誤ったシグナルを与え、抑止力を低下させかねないと懸念されるからである。なお、ここでいう抑止の対象はヒズボラのみを指すものではない。一般的にイスラエルでは、武装勢力による攻撃が継続する状況での撤退は、撤退の対象相手に対する抑止力のみならず、抑止力全般を低下させるとの考え方が根強い⁴²⁾。

(4) 第二次レバノン紛争における関係主体による紛争管理の試み

ヒズボラのスポイラーとしての動機と能力が存在し、戦略的環境の脆弱性が低減されないまま、2006年7月12日に第二次レバノン紛争が勃発した。同紛争においてもシェバア農場問題の解決に向け、先述したロード・ラーセン国連特使の試案と同様の戦略的環境の脆弱性の低減を目的とした試

39) Gilboa, "Shab'a Farms," p. 220.

40) *Ibid.*, pp. 220-221.

41) ヒズボラによれば、20世紀初頭これらの村はレバノン領土にあった。Asher Kaufman, "Between Palestine and Lebanon: Seven Shi'i Villages as a Case Study of Boundaries, Identities, and Conflict," *The Middle East Journal*, vol. 60, no. 4 (Autumn 2006): pp. 685-706.

42) たとえば、Yair Evron, "Disengagement and Israeli Deterrence," *Strategic Assessment*, vol. 8, no. 2 (August 2005), <http://www.inss.org.il/publications.php?cat=21&incat=&read=214>. 2000年のレバノン南部からの一方的撤退後の2006年の第二次レバノン紛争、2005年のガザ地区からの一方的撤退後の2007年のハマースによるガザ地区制圧など、一方的撤退後にも安全が保障されないという事象が生じたこともあり、現在でもイスラエル政策決定者などにおいて同様な見解を多くみることができる。

みが行われた。セニオラ首相はライス（Condoleezza Rice）米国務長官と会談した際、また、7月27日ローマにおける15か国が参加した会議において、イスラエルがシェバア農場地域から撤退し、同地域に関する法的帰属性が判明するまで国連の管理下に置くという案を提示した⁴³⁾。7月29日、ライス国務長官は直ちに同「セニオラ案」を持ってイスラエルに向かったが、オルメルト（Ehud Olmert）イスラエル首相はライス国務長官に対し、「イスラエルは攻撃され、主権を侵害された。今さらに侵害者に対し、土地を明け渡すことが求められるのか」と述べ反対したため⁴⁴⁾、結局のところ同提案が具体化されることはなかった。しかし、「セニオラ案」はイスラエルの望みとは反対に、第二次レバノン紛争の停戦を求めた安保理決議1701の草案段階において中心的議題の一つとなっていた。

イスラエル紙『ハアレツ』のインタビューにおいて、フランスのド・ラ・サブリエール（Jean-Marc de La Sablière）国連常駐代表は、決議案草案段階で表出したボルトン（John Robert Bolton）米国連常駐代表との議論における主要な対立点として、決議案におけるシェバア農場地域への言及と国際部隊の展開と並行してのIDFの撤退の二点をあげている⁴⁵⁾。ボルトン大使はこの地域への言及を文言から削除するように要求したが、ド・ラ・サブリエール大使はこれに反対した。同大使はその理由について、シェバア農場地域に言及しない草案をレバノン首相が受け入れないと考えたからであると述べている。

安保理決議1701が採択される直前の8月11日、このようなセニオラ案が盛り込まれた決議案を見たイスラエル外務省は、同案がレバノンの立場のみを反映していると反対し、リヴニ（Tzipi Livni）イスラエル外相はライス国務長官に対し同案の修正を強く訴えた⁴⁶⁾。その結果、米国とフランスの相違の妥協点が見出されたかのように、同日に採択された安保理決議1701にはシェバア農場地域が言及されたものの、その内容は具体的な地域の帰属に関するものではなく、国連事務総長に同地域の境界の明確化を求めるものに留まった⁴⁷⁾。イスラエルでは、7月12日にIDF兵士拉致事件を発端に始まり、8月14日に終結した紛争において、ヒズボラの攻撃を正当化させかねない同地域からの撤退を要求されることは受諾できない条件であったといえる。他方で、シェバア農場問題の妥結を「セニオラ案」による成果として、安保理決議に同地域の移譲に関する言及がされた場合、ヒズボラに対するセニオラ首相の穏健的な勢力が強まったとする見解もある⁴⁸⁾。

43) 同案のことを「セニオラ首相の7ポイント計画（Premier Siniora's Seven-Point Plan）」と呼ぶ。内容は以下にて閲覧可能。Fouad Siniora, "End This Tragedy Now: Israel Must Be Made to Respect International Law," *Washington Post*, August 9, 2006.

44) Aluf Benn and Akiva Eldar, "Looking for the Endgame," *Haaretz*, Yom Kippur Edition, October 1, 2006.

45) Shamir Shlomo, "A Diplomatic Siege," *Haaretz*, Yom Kippur Edition, October 1, 2006.

46) Aluf Benn and Akiva Eldar, "Looking for the Endgame," *Haaretz*, Yom Kippur Edition, October 1, 2006.

47) 第二次レバノン紛争終結に向けて2006年8月11日に採択された国連安保理決議1701では、その本文第10パラでアナン（Kofi Annan）国連事務総長に対し、シェバア農場地域を含む係争地や不明確なレバノン国境の画定に向けた諸提案を検討し、それらを30日以内に安保理に提示するよう要請した。これを受け、国連の地図製作チームは同地域の地理的範囲の明確化に向けた作図に着手した。関係当事者にはそれぞれの主張を裏付ける文書や地図等の提出を求めたが、紛争終結から3年が経過しても、地図製作チームの作業は進展していない。過去に提出された資料を基におおよその地理的範囲は、安保理決議1701の履行に関する2007年10月30日付国連事務総長報告に記されているものの、距離の単位などの具体的な範囲は明らかにされていない。UN Doc. S/2007/641, 30 October 2007, para. 54-58; UN Doc. S/2009/566, 2 November 2009, para. 53-55.

48) Zvi Bar'el, "Siniora's Seven Points," *Haaretz*, Yom Kippur Edition, October 1, 2006.

ヒズボラとレバノンがシェバア農場地域からのIDFの撤退を要求する中、ヒズボラとの紛争中またその後も、イスラエルの世論から同地域からの撤退の声があがることはなかった。前述のオルメルト首相がライス国務長官に述べた言葉が、そのイスラエル国民の受け止め方を代弁しているともいえる。他方、ヒズボラやレバノンも同地域からの撤退主張を放棄したわけではない。紛争終結約2ヵ月後の2006年10月2日、IDFがレバノン南部からの部隊の撤退を完了した翌日、カッセム（Naim Qassem）ヒズボラ副書記長はイスラエルがシェバア農場地域とガジャール（Ghajar）村⁴⁹⁾から撤退しない場合、武力衝突が再発する恐れがあるとの警告を発した⁵⁰⁾。

同IDF撤退後の3年間、イスラエル・レバノン・シリア間の情勢が安定したわけではないが、ヒズボラによるイスラエル領内に向けたロケット攻撃などの直接的なスポイリングは行われていない⁵¹⁾。紛争後、ヒズボラが懲罰のコストを認知し、計算高くなったとの指摘もあるが⁵²⁾、これまでの考察してきたように、戦略的環境の脆弱性が低減されたわけではないため、引き続きシェバア農場問題は紛争の火種となりえよう⁵³⁾。

おわりに

本稿では、第三者主体が外部スポイラーを和平プロセスの外側と内側から管理しようとする戦略が、実践において必ずしも情勢の行き詰まりの打開に貢献していない要因の考察を目的とした。とりわけ非対称紛争においては、スポイラーの戦略的論理を検討するために、スポイラーの動機と能力のみならず戦略的環境という要素も評価の対象として加える必要があることを論じた。また、戦略的環境の脆弱性が紛争管理のアウトカムに与える影響を事例において考察した。事例研究を通して導き出された政策的含意を以下に述べることにする。

第一に、2000年以降を機に政治問題化したシェバア農場問題におけるヒズボラによるスポイリング問題が示すように、ヒズボラのように現場の実情を変更できるほどの能力を有する主体の動機を抑えることは困難である。それはスポイラーの動機の貪欲度を左右するのは、スポイラーの能力の

49) シェバア農場地域の西側、イスラエル・レバノン間に位置する人口約2,000人の村。2000年に国連が定めた「ブルー・ライン」により同村は南北（北側はレバノン、南側はイスラエル占領下のシリア領）に分断され、村民から国連に対する批判もあがった。第二次レバノン紛争後、イスラエルは同村の北部に駐留し、UNIFILへの移譲の調整が続いているが、イスラエル市民権をもつ村民が同村をレバノン領ではなく、イスラエル占領下のシリア領と主張していることもあり、移譲の調整が難航している。同村の地理的範囲等に関しては以下に詳しい。Asher Kaufman, "Let Sleeping Dogs Lie: On Ghajar and Other Anomalies in the Syria-Lebanon-Israel Tri-Border Region," *The Middle East Journal*, vol. 63, no. 4 (Autumn 2009): pp. 539-560.

50) Yedioth Ahronoth, Internet Edition, October 2, 2006, <http://www.ynet.co.il/articles/0,7340,L-3310187,00.html>.

51) 第二次レバノン紛争終結後、2009年10月末まで計6回のカチューシャ砲などのロケット攻撃がイスラエルに向け行われたが、これらの攻撃は、ヒズボラではなくレバノン南部におけるパレスチナ武装勢力などによって行われたとされる。イスラエル外務省ホームページ、前掲「Terror from Lebanon」参照。

52) Eyal Zisser, "Nasrallah's Defeat in the 2006 War: Assessing Hezbollah's Influence," *Middle East Quarterly*, vol. 16, no. 1 (Winter 2009), <http://www.meforum.org/2054/nasrallahs-defeat-in-the-2006-war>.

53) 第二次レバノン紛争後も関係主体による紛争管理の試みは続いている。2007年7月、国連はイスラエルに対しシェバア農場地域をUNIFILに一時移譲するよう働きかけたが、イスラエルは事例においてみてきた同様な理由により反対の立場をとった。Haaretz, Internet Edition, July 11, 2007, <http://www.haaretz.co.il/hasite/spages/880733.html>.

度合いに加えて戦略的環境の脆弱性があげられるからである。第二に、能力の高いスポイラーに対しては、妨害能力の低減という脅威の無効化に加え、紛争主体を対象とする戦略的環境の脆弱性の低減を目的とした包括的な戦略が確立されない限り、スポイラーの行動に対する抑止が機能し難い。最後に、戦略的環境の脆弱性の低減を目的とした戦略の実践のためには、和平プロセスの内部に係る穏健な主体の能力強化が不可欠である。同時に、穏健派が和平に前向きな戦略的選択を行える環境の整備など、実践を踏まえた理論的検討が今後の課題としてあげられよう。